

第 28 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 8 年 3 月 19 日 (木) 午後 1 時 30 分

会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

2. 委員定数 19 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 木戸 賢治

委 員

1 番 鈴木 隆 2 番 大津 康男 3 番 菊地善一郎

4 番 二瓶 崇 5 番 高野 進 6 番 菅井 大輔

8 番 山口 久人 9 番 木村富士男 10 番 武藤 常雄

11 番 小林 博行 12 番 小沢 勝則 13 番 小林千代松

14 番 横山 敏光 15 番 佐藤 光伸 16 番 渡部 信夫

17 番 庄司 英喜

4. 本日の総会に欠席通告した委員

7 番 齋藤 澄子

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 64 号 会務報告について

報告第 65 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 154 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 155 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 156 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 157 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第 158 号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について

議案第 159 号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（案）について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 小 林 孝 昭

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 庄 司 智 哉

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 高 橋 健 治

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 佐 藤 瑠 香

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

技 査 若 菜 広

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日は、彼岸にも入りました。また、農作業も始まったということで、何かとお忙しいところ、第28回農業委員総会ということで、ご出席をいただきまして、大変ご苦労様でございます。さて、イラン情勢が厳しさを増しています。原油価格の高騰ということで、全世界が翻弄されているというのが実情であります。農業資材等について飼料、また肥料、それから、原油の関連

資材が高騰するのは、間違いないと思います。農業経営について大変厳しさが増していますので、その辺を十分に留意されまして、営農設計を立てて頑張っていたいただきたいと思います。あと、ガソリン価格ということで、国が、ここ1、2週間以内に170円前後で推移して、その分補助金を出しますということで、今日の昼のテレビを見ますと、もう158円で昨日まで190円が、今日になって157円、158円で販売されている。福島県においても、1週間から2週間の間に調整されて、お手元の価格は170円ということになるかと思いますが。ガソリンばかりじゃなく、軽油それから灯油もそれぞれ補助金加えられて、低くなることは間違いないというふうに思います。また、日米首脳交渉ということで、高市総理大臣が、トランプ氏と交渉に入るということになります。当初は、同盟国に艦船の派遣をお願いしたいというような意向であったわけですが、なかなか同盟国の賛同が得られないというようなことになりまして、トランプ大統領が2転、3転と発言を変え、何を言っているかわからないというような状態でありまして、高市総理大臣も何を言われるかわからない、というようなことになるんじゃないかなということで、テレビ報道などでは言われています。やはり、法の範囲内で出来ないことは出来ないということで、進めて行かなければ、ならないんじゃないかなと思います。大変厳しさを増しています。その辺も十分注視をしていただきたいと思います。令和8年産米の作付ということで、農水省から3月11日に発表になりました。前年対比でほぼ同等というようなことになります。大体740万トンを超えるんじゃないかと言われていています。去年も740万トンを超えていますので、民間の在庫もかなりあります。なかなか米の販売が不振だということで、その在庫と今年の生産量が加えられれば、間違いなく価格は値段が値崩れをするということは間違いないです。政府としましては、備蓄米を皆さんお願いしたいということで、21万トンそれを取り組みをしていただきたいということで、当農協会津よつばについても、賛同する農業者に同意を求めているところです。それをやらなければ、本当に間違いなく米

価は下落するということになりますので、その辺も十分留意して栽培や経営に当たっていただきたいと思います。あとは、米穀機構ということで生産コストの指標が出ました。皆さんも新聞等でご覧になっているかと思うんですけども、2026年産米は2万437円ということで、調査、数字が出ました。これは全国的な一般農家で1から3ha未満の経営農地から出したようです。そういうことで、国から食料システムというようなことで、求められておりました、買い手と交渉する場合は、誠実をもってこの協議の場になるというか、誠意をもって価格の動向について双方で協議をしていただくということが、つまり、これは努力義務というようなことが、今度加えられたところであります。そうしますと、やはりその年度も色々コストがまたかかってくるし、また、品種別の品種動向もありますので、いろいろな場面があります。そういった中でやはり価格交渉をする場合は、そういうことも、今後の中では十分生かされるんじゃないかということになりますので、それも、なお皆さん、新聞等、報道等がありますので、よく意識して農家のために話題提供というか、そういうことを頭の中に入れていただきたいというふうに思います。本日の総会には、報告2件、議案6件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、7番齋藤澄子委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第28回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、17番 庄司英喜委員、18番 木戸賢治委員を指名いたします。

（報告事項）

○議長

はじめに、「報告第64号 会務報告について」、「報告第65号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第64号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第65号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔31件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、報告第64号から報告第65号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第64号から報告第65号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第64号から報告第65号までは了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第154号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、所有権移転のNo.1については、17番 庄司英喜委員、No.2については、9番木村富士男委員、No.3については、11番 小林博行委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○庄司英喜委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番庄司です。農地法第3条、案件No.1について3月2日午後3時半ごろから、関係者である譲受人の〇〇〇さん立ち会いのもとで、現地調査並

びに、申請内容の聞き取り、確認を行いました。なお、譲渡人の〇〇〇さんについては、県外在住で立ち会いが出来ないということであり、当日の午前中に携帯電話で意思の確認をしましたが、応答がなく、ショートメール、SNSを利用しまして、案件について送信をしておいたところ、その後折り返し既読になり、折り返しの電話があり譲渡の意思を確認させていただきました。特に最近どの案件もそうですが、電話をかけても、着信に出ない、相手がわからない番号には出ないという傾向がありますので、こういったことも工夫をしないといけない、というふうに思います。なお、申請地は〇〇〇町〇〇〇集落の一角にありまして、譲受人の自宅から20メートル位の場所で、本当に小さな場所でありまして、農地の集団化、農作業の効率化や水利調整などで、地域に迷惑をかける、支障を来たす、そういったことはないものと思います。以上を踏まえまして、本申請に伴う権利の取得については、適正な管理がなされるものと判断をいたしました。以上報告します。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番木村です。農地法第3条所有権移転案件No.2について、補足説明いたします。去る3月6日午後3時30分頃から、譲受人の〇〇〇からは、担当の〇〇〇さんと私で、現地確認、聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは高齢のため欠席でした。また、息子さんの〇〇〇さんが代理で話し合いをしているとのことだったので、翌日、〇〇〇さん、息子さんとは電話にて確認をしました。現地は、〇〇〇山の中腹にあり、登記簿上は畑になっておりますが、現況は、松の根が生い茂る雑木の原野になっておりました。〇〇〇としては、農地取得後は、整地作業をしてそばを作付するとのことでした。周辺は、同じような原野に囲まれており、周りに迷惑をかけるようなことはないと判断いたしました。以上です。

○小林博行委員

〔所有権移転のNo.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番小林です。農地法第3条所有権移転案件No.3について、説明いたします。本件は報告書15ページの案件No.27と関連しております。今月12日木曜日、午前10時に本件の申請内容について、実情及び現地調査を実施いたしました。立会人としまして、譲渡人の亡〇〇〇相続財産清算人の弁護士〇〇〇法律事務所、これは会津若松市に所在しております。事務局長であります〇〇〇さん。そして譲受人の〇〇〇集落の〇〇〇さん、委員の小林の3者の立ち会いで行いました。実情の計画といたしまして、亡〇〇〇さんの相続人の長男、〇〇〇さんを含めての関係者すべての人が、相続の放棄の意思を示しまして、〇〇〇さんが申立人として、裁判所に申し立て、相当と認められ、〇〇〇弁護士が相続財産清算人に選任されたということでもあります。なお、〇〇〇にあります実家は、現在空き家になっておりまして、〇〇〇さんは〇〇〇町内に住んでおります。現地の状況は、その位置は東京電力金川発電所に隣接する〇〇〇集落の周辺にありまして、6ヶ所に分散しておりました。平成3年1月にほ場整備事業による換地処分された田んぼで、10アールから30アールの区画となっている田であります。譲受人の〇〇〇さんは、これらの田んぼについて20年近く賃貸借で作付しておりまして、現在農地バンクと基盤法での契約を解除申請をしておるところでございます。〇〇〇さんは現在20ヘクタールほどの田んぼを耕作しております。以上のような理由で、売買相手として〇〇〇さんに至ったということでございます。さらに価格につきましては、どちらかというと山間の地域でありまして、田んぼは6団地に分散しておることを勘案いたしまして、10アール当たり5万円ということ合意したということでもあります。以上のような内容で、本件につきましては、周辺に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断をいたしました。以上であります。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第154号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第154号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第154号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第155号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

次に、現地調査の報告であります。本案件については、1月に開催した第26回総会において、「報告第61号 専決処分の承認を求めることについて、No.1」で、現地調査の報告を受け、承認後の事業計画の内容に変更がございませんので、本議案に係る現地調査の報告は省略させていただきます。

○議長

それではここで、議案第155号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第155号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第155号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第156号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、所有権移転のNo.1について、3番 菊地善一郎委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菊地善一郎委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番菊地です。農地法第5条、所有権移転の許可申請、案件No.1の現地調査について報告します。3月9日午前9時過ぎより、譲渡人の代理人、○○○行政書士、譲受人、○○○産業代表社員○○○氏立ち会いのもと、山口委員、事務局より小林次長、それから私の5人で現地調査及び聞き取り調査を行いました。当該地は、地目は畑となっており、第1種中高層住居専用地域であります。現在、譲受人は運送業を行っており、駐車場として

利用を考えております。現状整地はせず、出入口に鉄板及びゴムマットなどを敷き搬出入時に備えることと、道路が汚れた場合については責任を持って対処するというごさいます。雨水は地下浸透ということごさいます。なお、譲渡人は、喜多方市出身であり、譲受人との共通の知人を通して今回の話がありまして、この案件になったと思われます。ちなみに、対価は無償譲渡というふうになってごさいます。譲渡人につきましては、他にも農地を所有してござりまして、処分をしたいというような意向を持ってござりましたが、当該地につきましては、ある不動産会社の管理になってござりましたが、なかなか売却まで至らず、宅地として家を建てるにしても、なかなかちょっと、面積的に不利な面積だというようなことのごさいます。以上のことから、周辺に影響を及ぼすことはないと思われますので、今回の申請につきましては問題ないと思われます。以上報告します。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第156号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ごさいますせんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第156号について、原案のとおり可決することに、ご異議ごさいますせんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第156号については、原案のとおり可決することに決定いたします。

○議長

続きまして、「議案第157号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

なお、本案件中、機構借入No.1、No.2、No.3及び機構貸付No.1については、先月開催した第27回総会、議案第151号農用地利用集積等促進計画（案）、機構借入No.288、No.289のうち11筆、No.290及び機構貸付No.137をそれぞれの番号に置き換え保留案件を含め一括して事務局より朗読・説明をさせ、審議することとしてよろしいかお諮りいたします。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、先月保留となった案件も含め一括して事務局より朗読・説明をさせ、審議することといたします。

それでは、事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画 機構貸付No.31までを朗読、説明。〕

○議長

それでは、先ほど局長の方から申し出がありました時間になりましたので、ここで休議を10分間位したいと思います。この時計で45分から再開したいと思います。

14時35分 休議

〔 休 議 〕

14時47分 再開

○議長

それでは時間ちょっと過ぎましたけども、これより、再開したいと思えます。それでは、山都総合支所の案件からお願いします。

○事務局

〔促進計画 機構貸付No.32より朗読、説明。〕

○議長

それではここで、先月保留となった案件のその後の経過等について、借受予定者の居住する地元担当委員の菅井委員より意見等があればお願いいたします。

○菅井大輔委員

6番菅井です。先月の総会で保留となった案件について、経過報告をさせていただきます。機構貸付のNo.1、借受者遠藤秀明氏の再設定の案件ですが、先月の総会終了後に開催されました、農地委員会にて協議されましたが、結論には至りませんでした。その後、先日開かれた熱塩加納の地区調整会議において、推進委員さんも交えて協議した結果、農業委員長名で勧告書を送付することを条件に、許可をしてもよいのではないかと結論に至りました。勧告書の内容としましては、農用地の適正な利用や、適切な管理がなされない場合、賃貸借の許可取り消しもあり得ること、それから地域計画の担い手に認められない場合があること、加えて農地パトロールにおいて重点的に見ることを含めて、現在事務局と協議中でございます。以上のことを踏まえまして、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第157号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、小林千代松委員

○小林千代松委員

13番小林です。25ページの2番ですが、疑問に思ったのは、2番の公簿面積と契約面積が違ってらんですが、どういう理由で面積の違いが出ているのか、教えていただきたい。

○議長

はい、事務局

○事務局

小林委員の質問についてお答えいたします。実際に田んぼの条件によって耕作出来ない部分を、抜いて計算しているというような状況でございます。

○議長

小林委員、よろしいでしょうか。

○小林千代松委員

そうすると、契約面積の方が、耕作するということですか。

○議長

はい、事務局

○事務局

基本的にこの契約面積で契約されるものでございます。

○議長

小林委員、よろしいでしょうか。

○小林千代松委員

はい、わかりました。

○議長

ほかにございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第157号については、農用地利用集積等促進計画

の案を農地中間管理機構に提出することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第157号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第158号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画17件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第158号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第158号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第158号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第159号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔農業経営基盤の強化の促進に関する計画（案）について朗読、説明〕

○議長

それではここで、議案第159号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第159号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第159号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第28回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 5 : 1 6